

最近の農薬環境行政について

1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

平成20年度には、本件に係る中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を4回（6月、8月、12月、2月）開催し、個別農薬毎の基準値案をご審議頂き、基準値を設定しているところ（別添1）。本年度はこれまでに24農薬について基準値が設定されており、現在15農薬が告示の手続き中である。なお、累計では41農薬に基準値が設定されている。

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

平成20年度には、本件に係る中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を4回（6月、8月、12月、2月）開催し、個別農薬毎の基準値案をご審議頂き、基準値を設定しているところ（別添2）。本年度はこれまでに3農薬について基準値が設定されており、さらに3農薬が告示の途中であり、3農薬がパブリックコメント中。なお、現時点で平成17年8月の基準改正の適用（平成18年8月）以降の申請に係る基準2農薬と、同適用以前の基準126農薬に基準値が設定されている。

また、昨年2月に開催した第22回土壌農薬部会で「食品衛生法に基づく魚介類の残留基準の設定に対応した水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正について」をご審議・ご了承いただいたが、所定の手続きを経て、平成20年10月22日に告示した（別添3、4）。

- さらに、同じく第22回土壌農薬部会でご審議・ご了承いただいた「水質汚濁に係る農薬登録保留基準に関する安全性評価及び基準値設定の方針」に基づいて、非食用農作物専用農薬安全性評価検討会を設置した（別添5）。なお、平成21年度予算案に、「農薬リスク総合評価システム確立・推進事業」の拡充が計上され、当該安全性評価の加速化を図ることとしている（別添6）。

3. 特定防除資材（特定農薬）の指定等に向けた取組

平成20年度には、本件に係る農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合を2回（9月、11月）開催し、特定防除資材の保留資材の今後の取扱いについて、特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針の改正について及び個別資材の指定について等ご審議頂いた。評価指針の改正については平成21年1月23日から2月21日までパブリックコメント実施中（別添7）。

4. 環境影響評価手法の確立に向けた取組

平成21年度予算案に「農薬生物多様性影響調査」（H21～25）が盛り込まれ、農薬の

生物多様性への影響評価手法を検討・確立することとしている（別添 8）。

5．その他の取組

（ 1 ） ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成19年度水質調査結果について
標記調査結果について平成20年10月16日に公表（別添 9）。

752カ所のゴルフ場を対象に延べ27,342検体について調査した結果、指針値を超過した事例なし。

（ 2 ） 公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアルについて

公園緑地や街路樹等の管理での農薬飛散によるリスク軽減に資するため、標記マニュアルを平成20年 5 月30日に公表（参考資料 3）。

○環境省告示第五十四号
昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成十八年十二月環境省告示第四百十三号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年六月二日 環境大臣 鴨下 一郎
表2-ペンソチアノール-2-イルオキシ-N-メチルアセトアニリド (別名メフエナセット) の項の次に次のように加える。

1-ナフトリペンチン酸ナトリウム	9,600µg/1
(RS)-2-[(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)(ヒドロキシメチル)-1, 1-ジフルオロ-6'-メトキシメチル)メタノキシルペンチド (別名ピリミナルフレン)	20µg/1
4, 5, 6, 7-テトラクロロフタリド (別名フサライド)	87µg/1
1-[3-[(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルボキシイル)スルフトモナル]-2-ピリジル]-2-フルオロプロピルニメトキシアセト(別名フルセトスルフト)	7,900µg/1
1-[4-クロロ-3-(2, 2, 3, 3-ペンタフルオロプロポキシメチル)フェニル]-5-フェニル-1H-1, 2, 4-トリアゾール-3-カルボキシド (別名フルボキチド)	230µg/1
S-ペンジル=ジプロピルチオカルボキチド (別名プロスルボカルブ)	49µg/1
3-フェノキシペンジル=(1RS, 3RS)- (1RS, 3SR)-3-(2, 2-ジクロロフェニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシド (別名フルマトリン)	0.17µg/1
2-[4-(2, 4-ジクロロ-5-トルオイル)-1, 3-ジメチルピフェニル]-5-イルオキシ]-4-メチルアセトフェノン (別名ペンツフェナツク)	37µg/1

2-(4-クロロフェニル)-N-[3-メトキシ-4-(プロパ-2-イルオキシ)フェネチル]-2-(プロパ-2-イルオキシ)フェニド (別名ペンジフロキシド)	680µg/1
(10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-12-[(2Z)-2-メトキシイミノ]-2-フェニルアセトキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-3, 7, 19-トリオキサチオフランシロ [15, 6, 1, 1 ^{4,8} , 0 ²²] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-チトラエン-6-スドロ-2-チラヒドロシ-2-オン (別名レベメクチンA3) 及び (10E, 14E, 16E, 22Z) - (1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-12-[(2Z)-2-メトキシイミノ]-2-フェニルアセトキシ-5', 11, 13, 22-チラヒドロシ-3, 7, 19-トリオキサチオフランシロ [15, 6, 1, 1 ^{4,8} , 0 ²²] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-チトラエン-6-スドロ-2-チラヒドロシ-2-オン (別名レベメクチンA4) の混合物 (別名レベメクチン)	0.063µg/1

○ 環境省告示第九十七号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農業取締法第二条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成十八年十二月環境省告示第四百十三号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年十一月二十五日

環境大臣 斎藤 鉄夫

表 (10 E, 14 E, 16 E, 22 Z) — (1 R, 4 S, 5 S, 6 R, 6 R, 8 R, 12 R, 13 S, 20 R, 21 R, 24 S) — 21, 24 — ジヒドロキシ — (2 Z) — 2 — メトキシイミノ — 2 — フェニルアセトキシ — 5', 6', 11, 13, 22 — ペンタメチル — 3, 7, 19 — トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1^{1,3}. 1^{1,3}. 0^{20,21}] — ペンタコサ — 10, 14, 16, 22 — テトラエン — 6 — スピロ — 2 — テトラヒドロピラン — 2 — オン (別名レビメクチン A 3) 及び (10 E, 14 E, 16 E, 22 Z) — (1 R, 4 S, 5 S, 6 R, 6 R, 8 R, 12 R, 13 S, 20 R, 21 R, 24 S) — 6 — エチル — 21, 24 — ジヒドロキシ — (2 Z) — 2 — メトキシイミノ — 2 — フェニルアセトキシ — 5', 11, 13, 22 — テトラメチル — 3, 7, 19 — トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1^{1,3}. 1^{1,3}. 0^{20,21}] — ペンタコサ — 10, 14, 16, 22 — テトラエン — 6 — スピロ — 2 — テトラヒドロピラン — 2 — オン (別名レビメクチン A 4) の混合物 (別名レビメクチン) の項の次に次のように加える。

2-メチル-4-クロロフェノキシ酢酸エチル (別名 MCPBエチル)	19µg/1
チトラクロロインフラクトロニル (別名 クロロニル又は TPN)	8.0µg/1
メチル (E) - 2 - (2 - [6 - (2 - ジアノフェノキシ) ピリミジン - 4 - イルオキシ] フェニル) - 3 - メトキシアクリラート (別名 ノキシストロビン)	28µg/1
1 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エトロインジアンジン - 2 - イリチン (別名 ミタクトラクト)	8.500µg/1

1, 1'-イミニオジ (オクタメチレン) シクロニジニウム = トリス (フェルルペンゼン) スルホネート (別名イミノクタジニアルベニル酸塩) 及び 1, 1'-イミニオジ (オクタメチレン) シクロニジニウム = トリタセタート (別名イミノクタジニル酸塩)	1, 1'-イミニオジシクロニジン (別名イミノクタジニ) として 2.7µg/1
(RS) 1-メチル-2-エトロ-3-チトラヒドロ-3-アクリルメチル (別名 ジラクトラクト)	24,000µg/1
2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ) - ストリチン (別名 シメタメトリン)	12µg/1
2-(2-クロロ-4-メチル-3-[(チトラヒドロフラン)-2-イルメトキシ]メチル) ベンゾイル) シクロヘキサチン-1, 3-ジオン (別名チラクトラクト)	5,300µg/1
(S) - 2 - ジアノ - 3 - フェノキシベンジル = (1 R, 3 S) - 2 - ジメチル - 3 - (1, 2, 2-トリフラプロモエチル) シクロロバンカルボキシラート (別名 トラロメトリン)	0.0063µg/1
(E) - N - (6-クロロ-3-ピリジルメチル) - N - エチル - N'-メチル - 2-エトロピリチン (別名 エチンピラダ)	9,900µg/1
1-アセチル - 1, 2, 3, 4-チトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル) フェノ] - 6-[1, 2, 2-トリフラプロモエチル] - (トリフルオロメチル) エチル) キチリン - 2-オン (別名ピラクトラクト)	0.27µg/1
2-メチルチオ-4, 6-ビス (アノプロピルアミノ) - ストリチン (別名 フロメトリン)	35µg/1
1-(4-クロロベンジル) - 1-ジクロロベンチル - 3-フェニル尿素 (別名 ベンシクロ)	100µg/1

○環境省告示第五十九号

平成五年四月環境庁告示第三十五号（農薬取締法第三条第二項の規定により定められた同条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第四号の基準を定める等の件第四号の基準を定める等の件）の1部を次のように改正し、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成二十年七月二十三日

環境大臣 豊田 一雄

一 中「農薬取締法」を「平成十七年八月環境省告示第83号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の件の一部を改正する件）の適用日前にされた登録の申請に関し、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準については、同法」を「平均濃度は」及び「平均濃度が」を「超えることとなつてはならない」と「超えないこととする」とする。

1. 表6の「4-メチロロクロロホルム」を「(別添DOPA又はプロピレニル)の塩を基とする」
1. 表6の「2-メチロロクロロホルム」を「(5'-8-ジメチルキノリン「1,2,4」-トリアゾロ「1,5-0」ピリミジン-2-イル)「1,3,4」-オキサジアルキル」の塩を基とする」
2. 表6の「キスチン」の項の次のように加える。

5-tert-ブチル-3-[2,4-ジクロロ-5-(プロパ-2-ニルオキシ)フェニル]-1,3,4-オキサジアルキル-2 (3H) -オン (別各オキサジアルキル)	0.2mg/l
--	---------

2. 表6の「4-メチロロ」を「削除」

3. 表6の「4-メチロロ」を「削除」

4. 表6の「4-メチロロ」を「削除」

(144) オキサジアルキル試験法

ア 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。

イ 試薬試験液

アセトニトリル アセトニトリル (特級)

アセトン アセトン (特級)
ヘキサン ヘキサン (特級)
無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム (特級)
リン酸 リン酸 (特級)
固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムにカラムクロマトグラフィ用C₁₈シリカゲル(シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの) 1000mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの
シリカゲルミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムにカラムクロマトグラフィ用シリカゲル690mgを充填したもの又はこれと同等の性能を有するもの
オキサジアルキル標準品 本品は、オキサジアルキル99.9%以上を含み、融点は131℃である。

ウ 試験溶液の調製

A法 溶媒抽出法
1) 試料200mlを500mlの分液漏斗に量り取り、ヘキサン100mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、ヘキサン層を分取する。残った水層についても、ヘキサン100mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全ヘキサン層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、500mlのナス型フラスコ中にろ過する。使用した三角フラスコをヘキサン20mlで洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。

2) この残留物にヘキサン5mlを加えて溶かす。あらかじめ、シリカゲルミニカラムにヘキサン5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びアセトニトリルの混液(7:3) 10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。
この残留物にアセトニトリル及び蒸留水の混液(6:4)を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

B法 固相抽出法
試料200mlを、あらかじめアセトニトリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10~20mlの流速で流し入れ、次いで蒸留水5mlを流し、流出液を捨てた後、約1分間吸引を続け水分を除去する。アセトニトリル10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を留去する。以下、この残留物についてA法の2)と同様の操作を行う。
高速液体クロマトグラフの操作条件
充填剤 シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたものを用いる。
分離管 内径2~6mm、長さ15~30cmのステンレス管を用いる。
分離管槽温度 40℃
溶離液 アセトニトリル、蒸留水及びリン酸の混液(60:40:0.1)を用い、オキサジアルキルが13~18分で流出するように流速を調整する。
検出器 波長230nmで測定する。
感度 オキサジアルキルの2ngが十分確認できるように感度を調整する。

オキサジアルキル標準品の500mg/lアセトニトリル溶液を調製し、この溶液を蒸留水及びアセトニトリルの混液(6:4)で希釈して0.1~2mg/l溶液を数点調製し、それぞれを20μlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってオキサジアルキルの検量線を作成する。

定量試験
試験溶液から20μlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、オキサジアルキルの重量を求め、これに基づき、試料中のオキサジアルキルの濃度を算出する。

検量線の作成
オキサジアルキル標準品の500mg/lアセトニトリル溶液を調製し、この溶液を蒸留水及びアセトニトリルの混液(6:4)で希釈して0.1~2mg/l溶液を数点調製し、それぞれを20μlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってオキサジアルキルの検量線を作成する。

○環境省告示第六十号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号の規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十年七月二十三日

環境大臣 鴨下 一郎

水質汚濁に係る農薬登録保留基準

昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件。以下「基準告示」という。）第4号の環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水質汚濁予測濃度（基準告示第4号に規定する水質汚濁予測濃度をいう。）が、同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

農 薬 の 成 分	基 準 値
(RS) — N — [2 — (1, 3 — ジメチルアチル) — 3 — チエニル] — 1 — メチル — 3 — (トリ)フルオロメチル — 1 H — ピラゾール — 4 — カルボキシル (別名ベンチオピラド)	0.2mg/l

○環境省告示第九十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年十二月一日

環境大臣 齊藤 鉄夫

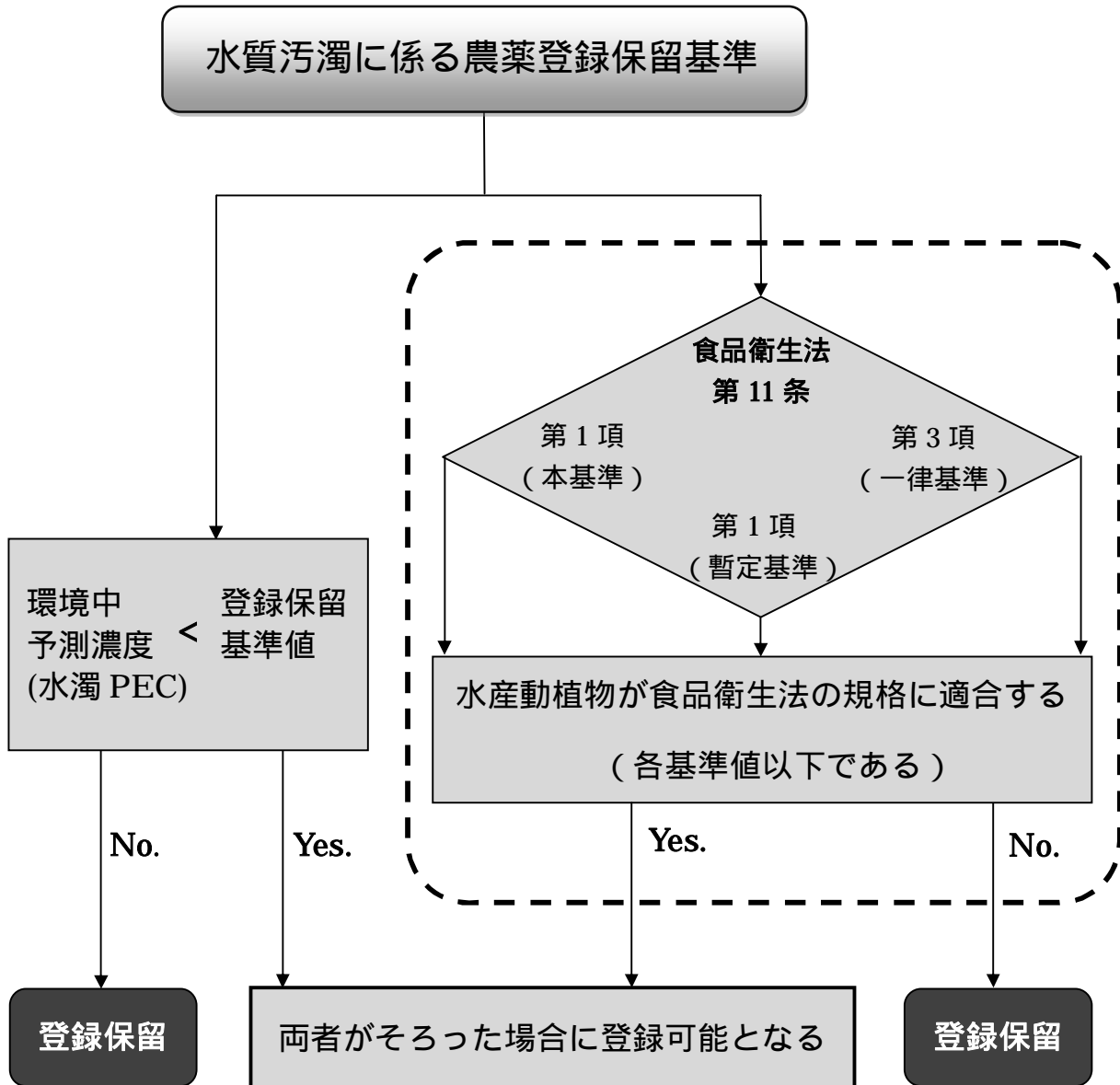
本則中「水質汚濁予別濃度（基準告示第4号イに規定する水質汚濁予別濃度をいう。）が、」の下に「おれぞれ」を加える。


表（RS）—N—「2—（1、3—ジメチルプチル）—3—チエニル」—1—メチル—3—（トリフルオロメチル）—1H—ピラゾール—4—カルボキサミド（別名ペンチオピラド）の項の次に次のように加える。

N—ジブチル—4—（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）	0.19mg/l
---------------------------------------	----------

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正の概要

水質汚濁によって汚染される水産動植物が食品衛生法の基準に適合することとなるよう、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正。(平成 20 年 10 月 22 日)



 今般の改正により新設された項目

○環境省告示第八十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三
条第二項（同法第十五条の二第六項において準
用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十
六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三
条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該
当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を次
のように改正する。

平成二十年十月二十二日

環境大臣 齊藤 鉄夫

第四号中「場合に、当該農薬が公共用水域に流
出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予
測される当該公共用水域の水における当該種類
の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」
という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性
に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に
適合しない場合」を「場合であつて、当該農薬が
公共用水域に流出し、又は飛散することにより、
次の要件のいずれかを満たすとき」に改め、同号
に次のように加える。

イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用
水域の水における当該種類の農薬の成分の
濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、
当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試
験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合
しないものとなること。

ロ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一
条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格
基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）
第一食品の部 A 食品一般の成分規格の項 6 の
目（1）の規格が定められている場合におい
て、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬
による汚染が予測される水産動植物又はその
加工品の飲食用品が、当該規格に適合しない
ものとなること。

ハ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一
条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格
基準第一食品の部 A 食品一般の成分規格の項
7 の目（1）の規格が定められている場合にお
いて、公共用水域に流出又は飛散した当該農
薬による汚染が予測される水産動植物又はそ
の加工品の飲食用品が、当該規格に適合しな
いものとなること。

ニ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一
条第一項の規定に基づく規格が定められてい
ない場合において、公共用水域に流出又は飛散
した当該農薬による汚染が予測される水産動
植物又はその加工品の飲食用品に、同条第三
項の規定に基づき人の健康を損なうおそれの
ない量として厚生労働大臣が定める量を超え
る当該農薬が残留するものとなること。
備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項と
する。

備考第三項中「水田にあつては」を「水田にあ
つては」に、「畑地等にあつては」を「畑地等にあ
つては」に改め、同項を備考第二項とする。
備考第四項を備考第三項に改める。
別表第一の（一）中「法第二条第二項第四号」を
「法第二条第二項第三号」に改める。
別表第一の三中「一年未満」を「一八〇日未満」
に改める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、
第四号ハ及びニの規定は、平成二十二年十月一
日から適用する（同日前に、食品安全基本法（平
成十五年法律第四十八号）第二十四条第一項第
一号及び第二項の規定に基づき、厚生労働大臣
が、水産動植物又はその加工品の飲食用品につ
いて当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一
条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基
準第一食品の部 A 食品一般の成分規格の項 6 の
目（1）の規格を定めようとして食品安全委員会
の意見を聴いた場合にあつては、当該農薬に係
る第四号ハ及びニの規定は適用しないものと
し、厚生労働大臣が、当該規格を定めないこと
としたときに限り、その旨の決定をした日又は
平成二十二年十月一日のいずれか遅い日から当
該農薬に係る第四号ハ及びニの規定を適用する
ものとする。）。

2 この告示の公布の日前にされた登録の申請については、改正前の昭和四十六年農林省告示第 三三四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第四号の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。ただし、当該申請者が当該農薬について改正後の昭和四十六年農林省告示第 三三四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第

四号各項に掲げる場合に該当するかどうかを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

3 水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四号の環境大臣」を「第四号イの環境大臣」に、「基準告示第四号」を「基準告示第四号イ」に改める。

平成 20 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会開催要領

1. 目的

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 4 号に基づき環境大臣が個別の農薬毎に定める水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関し、非食用農作物のみに使用される農薬（以下、「非食用農作物専用農薬」という。）について、中央環境審議会での審議に先立ち、毒性、環境中運命等に関する専門的な観点から安全性評価を行うことを目的とする。

2. 構成

標記検討会（以下、「検討会」という。）は、農薬の毒性、環境中運命等に関する専門家であって環境省水・大気環境局長が依頼した検討委員をもって構成する。

3. 検討事項

非食用農作物専用農薬について、以下の事項を検討する。

- (1) 農薬登録申請者より提出された毒性、環境中運命等に関する各種試験結果を精査する。
- (2) 厚生労働省又は環境省が設置した審議会等、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）等の国際機関、外国政府等が作成した農薬に係る安全性評価文書等について、検討会における安全性評価に用いるか否かを判断する。
- (3) (1) 及び (2) のデータに基づき、暫定的な許容一日摂取量（ADI）の案（以下、「暫定 ADI（案）」という。）を設定する。
- (4) その他暫定 ADI（案）の設定に関連する技術的事項を検討する。

4. 座長

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は検討委員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故があるときには座長が予め指名する検討委員がその職務を代行する。

5. 事務局

検討会の庶務は、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室において行う。

6. 情報公開について

- (1) 検討会においては、検討過程の透明性を確保する観点から議事要旨を公開するものとする。
- (2) 会議及び会議資料は、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、原則非公開とする。

7. 検討にあたっての留意事項

- (1) 3(1)から(3)に規定する事項の検討を行う場合にあっては、以下のアからエのいずれかの場合に該当することが判明した検討委員は、その旨を座長に申し出た上で、当該検討が行われている間は会議場から退室するものとする。ただし、当該検討委員の発言が特に必要であると座長が判断した場合に限り、当該検討委員は出席し、意見を述べることができる。

ア．当該物質を有効成分とする農薬に関し、農薬取締法に基づく農林水産大臣の登録を現に受け、又は申請中である者（以下、「登録保有者等」という。）である場合

イ．登録保有者等の役員等に就任していた、又は就任している場合

ウ．登録保有者等から研究費を受けている場合（ただし、所属する研究機関等に対して供与された研究費を間接的に受けている場合であって当該研究費の使用者を登録保有者等が指定していない場合等、登録保有者等との特別の利害関係を有しないと判断される場合を除く。）

エ．その他検討の公平さに疑念を生じさせると考えられる、登録保有者等との特別の利害関係を有する場合

- (2) 3(1)から(3)に規定する事項の検討を行う場合であって、当該物質の毒性、環境中運命等に係る試験結果報告書その他当該物質の毒性、環境中運命等に係る資料を用いる場合にあっては、当該資料の作成者又は作成に協力した者であることが判明した検討委員は、その旨を座長に申し出た上で、当該資料については発言することはできない。ただし、当該検討委員の発言が特に必要であると座長が判断した場合に限り、当該検討委員は意見を述べることができる。

平成 2 0 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会委員名簿

平成 2 0 年 1 0 月 1 日

氏 名	所 属
石井 邦雄	北里大学薬学部教授
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
上路 雅子	社団法人日本植物防疫協会技術顧問
江馬 眞	独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員
太田 敏博	東京薬科大学生命科学部准教授
平塚 明	東京薬科大学薬学部長
吉田 緑	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部第二室長
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科教授

五十音順、敬称略。

座長、 座長代理

農薬リスク総合評価システム確立・推進事業

27百万円 (16百万円)

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業の概要

農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準の設定にあたっては、個別の農薬毎に、人の健康保護及び生態系保全の観点から総合的なリスク評価を実施する必要がある。

本事業では、農薬のリスク評価にあたって、最新の知見に基づき、かつ効率的にリスク評価が実施できるよう、従来より、各種毒性試験成績等のデータベース化を進めるとともに、農薬の水産動植物への影響に関する文献調査、分析法の開発等を行ってきたところである。

平成18年8月以降、水質汚濁に係る農薬登録保留基準について、規制対象となる農薬の範囲が大幅に拡大され、花卉、樹木、芝等の非食用農作物のみに使用される農薬（以下、「非食用農作物専用農薬」という。）についても新たに基準を設定することとなった。当該基準は各農薬の許容一日摂取量（ADI）に基づき設定されるが、非食用農作物専用農薬については、食品安全委員会による安全性評価（ADIの設定）が行われないことから、本年2月に開催された中央環境審議会土壌農薬部会において、環境省において新たに安全性評価を実施することとされた。

このため、非食用農作物専用農薬の安全性評価を行うにあたって、以下の業務に必要な経費を要求するものである。

- (1) 海外のリスク評価書等から農薬の毒性情報を収集・整理する。
- (2) 農薬の登録申請者から提出された各種試験成績及び(1)で収集した情報を基に、安全性評価文書（案）を作成する。

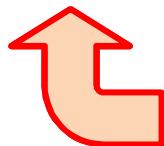
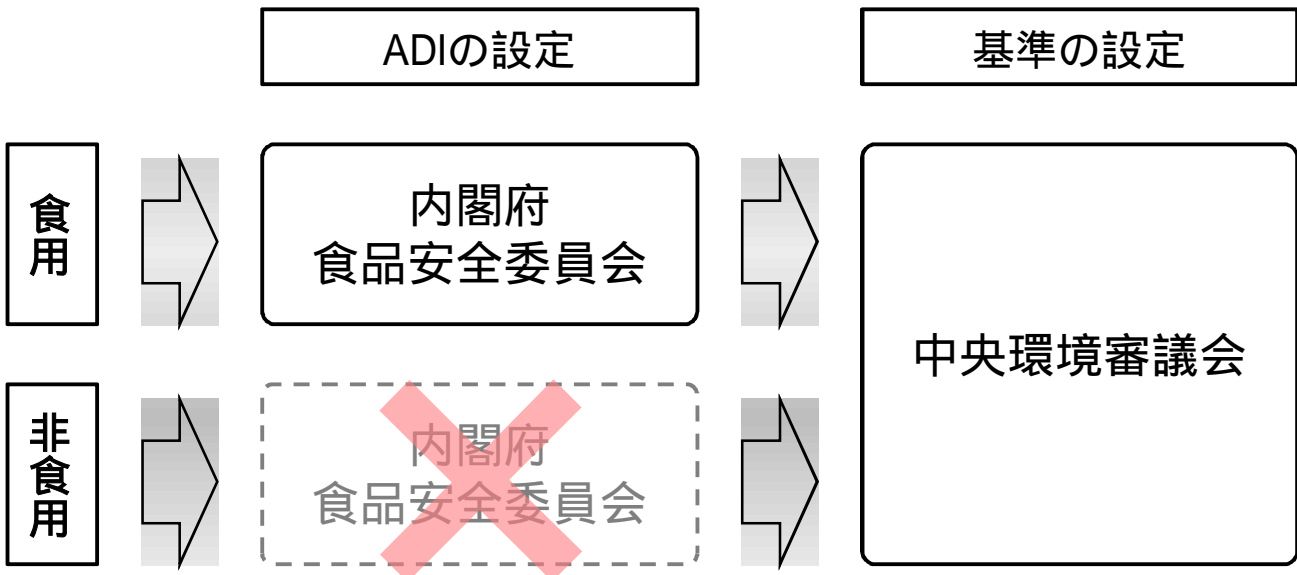
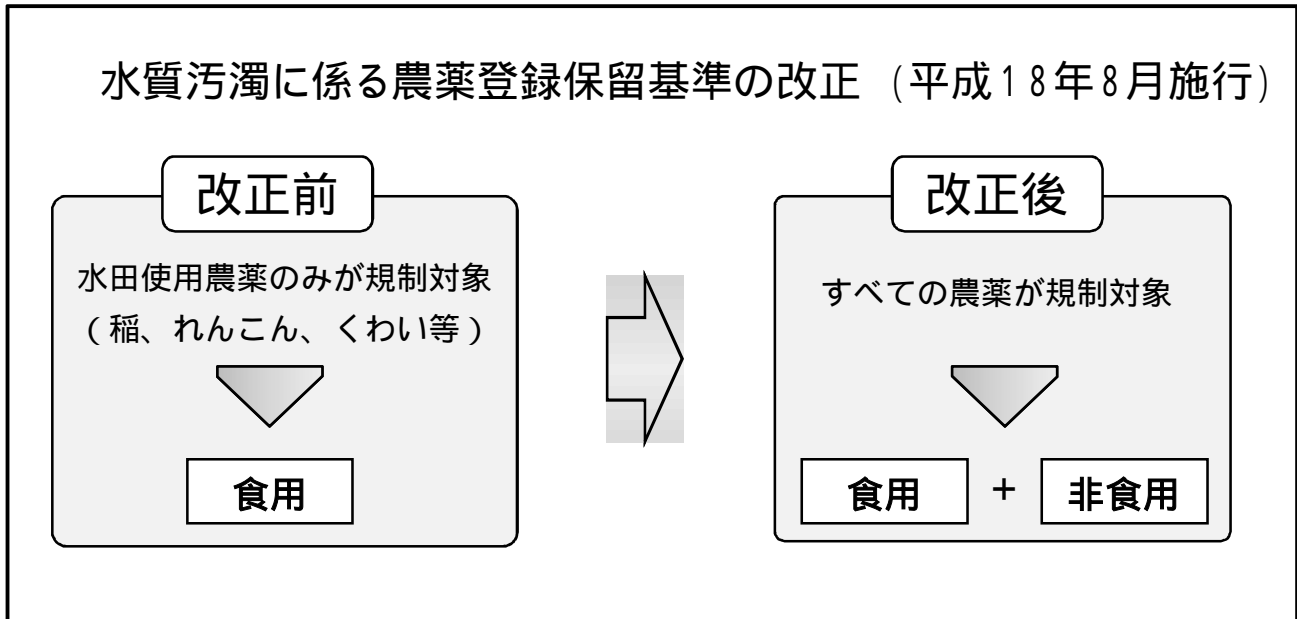
2. 事業計画（下線部が拡充部分）

業務項目	H20	H21	H22	H23	H24～
1) 毒性試験成績等データベース化					→
2) 水産動植物の毒性文献データの収集					→
3) 登録保留基準告示分析法の開発					→
4) 公共用水域におけるモニタリング分析法の開発					→
5) <u>非食用農作物専用農薬の安全性評価資料の作成</u>					→

3. 施策の効果

非食用農作物専用農薬について安全性評価を適切に実施し、水質汚濁に係る登録保留基準を設定することにより、農薬による人の健康へのリスクを低減することができる。

非食用農作物専用農薬の安全性評価



環境省でADIを設定するため、検討会を新たに設置。

注) ADI: 許容一日摂取量

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の改正についての
意見の募集について（お知らせ）

平成 21 年 1 月 23 日（金）
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8311
室 長 大友 哲也(内線6640)
室長補佐 木下 光明(内線6641)
担 当 佐々木詩織(内線6643)
吉田 礼子(内線6644)

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の改正に関して、広く国民の皆様からご意見をお聴きするため、平成 21 年 1 月 23 日(金)から 2 月 21 日(土)まで、意見募集(パブリックコメント)を行います。

1. 経緯

農薬取締法第 2 条第 1 項に規定する特定農薬は、農林水産大臣と環境大臣が安全性が明らかなものとして指定し、農薬登録を必要としない仕組みとして創設されたものです。

この指定に係る評価については、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」（平成 16 年 3 月 1 日付け 15 消安第 6552 号・環水土発第 040301001 号農林水産省消費・安全局長・環境省環境管理局水環境部長通知)に基づいて、順次評価していくこととされています。

環境省及び農林水産省では、今般、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合における審議を踏まえて、検討対象とする資材、資料の省略の要件、薬効に関する評価、水産動植物に対する安全性に関する評価の要件及び複数の原材料からなる混合物の場合の取扱いを改正するため、別添のとおり「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（改正案）」をとりまとめました。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

この改正案について御意見のある方は、「御意見募集要項」に沿って御提出下さい。

この意見募集は、農林水産省においても同時に実施されております。いただいた御意見は、両省で考慮されることとなりますので、同じ御意見を両省に提出いただく必要はありません。

なお、御意見に対しての個別の回答は致しかねますので、その旨御了解下さい。

添付資料

御意見募集要項

別添 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（改正案）

参考 1 農薬取締法関係法令抜粋

参考 2 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（新旧対照表）

[御意見募集要項]

1. 意見募集対象

「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針(改正案)」(別添)

2. 募集期間

平成21年1月23日(金)～平成21年2月21日(土)17:45必着

(郵送の場合は、2月21日必着でお願いします。)

3. 提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵送：下記[意見提出用紙]の様式に従って提出してください。

(2) ファクシミリ：下記[意見提出用紙]の様式に従って提出してください。

(3) 電子メール：下記[意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で提出してください。

(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

[意見提出用紙]

標 題：特定防除資材の評価指針改正案に対する意見

宛 先：環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて

住 所：〒

氏 名(職業)：

年齢及び性別：

電 話 番 号：

意 見：

<該当箇所>

(どの資料のどの部分についての御意見か、資料、頁、該当箇所が分かるように明記してください。)

<意見内容>

<理 由>

(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

法人の場合は、法人名・所在地を明記してください。

4．意見提出先

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて

ファクシミリの場合 Fax:03-3501-2717

電子メールの場合

電子メールアドレス：mizu-noyaku@env.go.jp

5．資料の入手方法

インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

本事務局において配布

場所：東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 中央合同庁舎第5号館23階

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

郵送

郵送を御希望の方は、90円切手を貼付した返信用封筒（長3形。郵便番号、住所、氏名を記入したもの。）を同封の上、「特定防除資材指定のための評価指針等希望」と明記して、上記4の提出先までお送りください。

6．注意事項

御意見は、日本語で御提出ください。

電話での御意見の提出は御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

いただいた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください）

なお、この意見募集は、農林水産省においても実施されております。いただいた御意見は、両省で考慮されますので、同じ御意見を両方に御提出いただく必要はありません。

7．また、これまでの審議会における議事概要については、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/council/10dojo/yoshi10-04.html>) に掲載されておりますので併せてご覧ください。

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（改正案）

目的

本指針は、農薬取締法第2条第1項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。

1 薬効

病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること

2 安全性

農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

指定に係る手続

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

- 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。
- (1) 原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。）
 - (2) 抗生物質
 - (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。）
 - (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの
 - (5) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の5、6及び7において食品の成分規格が定められた物質が有効成分であるもの
 - (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）において毒物、劇物又は特定毒物として定められたもの

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- (3) 評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会が特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。ただし、検討対象となる資材が次に掲げる要件に該当する場合は、記載のとおりとする。

食品その他の生産現場において十分な使用実態があるもの
生産現場における使用実態情報をもって、(3)に替えることができるものとする。

広く食用に供されるものであって十分な食経験があるもの
(4)の を省略することができるものとする。

広く食用に供されるものの抽出物

抽出方法によっては(4)の のウを省略することができるものとする。

検討対象となる資材の特性からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められる場合は、(4)の を省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料を追加することができるものとする。

(1) 資料概要

(2) 物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料

名称（一般名、化学名等）

原材料（当該資材の原材料すべて）

可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）

含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）

製造方法

性状（色、におい、形状等）

(3) 薬効に関する資料

(4) 安全性に関する資料

薬害（農作物に関する安全性）に関する資料

人畜に対する安全性に関する資料

ア 急性経口毒性試験

イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）

ウ 90日間反復経口投与毒性試験

エ 暴露評価に係る試験（作業暴露、作物残留及び環境残留）

オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

水産動植物に対する安全性に関する資料

（5）使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（1の（3）関係）

（1）評価に必要な資料

試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果試験成績であって試験成績の結果として（ア）から（ウ）までの式を用いて算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

$$\text{（ア）防除価}^{\text{注1}} = 100 - \left(\frac{\text{処理区の被害}}{\text{無処理区の被害}} \right) \times 100$$

$$\text{（イ）補正密度指数}^{\text{注2}} = \frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{処理区の散布前密度}} \times \frac{\text{無処理区の散布前密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$$

$$\text{（ウ）密度指数}^{\text{注2}} = \frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$$

注1 無処理区における病害虫の被害に対する処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、防除価が高いほど防除効果がある。

2 無処理区における害虫の密度に対する処理区の発生割合を示す指数である。散布前の害虫の密度を考慮したものを補正密度指数といい、考慮しないものを密度指数という。通常、害虫の数を直接カウントした試験において使われており、当該指数が低いほど防除効果がある。

イ 雑草の防除並びに農作物の生理機能の増進又は抑制等に使用する資材の場合
同一の雑草又は農作物に対する野外での防除効果若しくは生理機能の増進又は抑制効果等に関する試験成績

その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病害虫・雑草名、当該防除資材の使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

（2）検討対象資材の薬効が確認される目安

病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

防除価等が無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上の試験結果が

認められること。具体的な防除価等の数値の目安は以下のとおりであること

ア 防除価：50以上であること

イ 補正密度指数又は密度指数：50未満であること

雑草の防除並びに農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合
効果の種類等の確認事項が多岐にわたるため、植物生理学等の専門家の意見も
踏まえ個別に確認する。

3 安全性に関する資料及び評価の目安（1の（4）関係）

（1）薬害

評価に必要な資料

当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定され
ない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その
旨の情報

検討対象資材の薬害がないことが確認される目安

薬害の発生に関する情報がないこと

（2）人畜に対する安全性

評価に必要な資料

ア 原則として、G L P 試験研究機関において実施された以下の文献等（学術論
文等として発表されたものではなくても可）

(ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めると
ともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(イ) 変異原性試験（細菌を用いた復帰突然変異試験（A m e s 試験））

(ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症
状や状態を記録したもの）

に係る試験成績

(I) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業者暴露、
作物残留及び環境残留）

イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

アの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、当
該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

（3）水産動植物に対する安全性

評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性に関する信頼できる文献等
の調査結果

検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

原則としてコイ又はヒメダカに対する96時間の半数致死濃度が10mg/Lを超え、
かつオオミジンコに対する48時間の半数遊泳障害濃度が10mg/Lを超えること

4 複数の原材料からなる混合物の場合の取扱い

すべての原材料について、その安全性が上の3（1）～（3）を踏まえ各々確認さ
れており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が上の2を踏まえ確認された場
合にあつては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とすることとする。その場合

は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等、必要に応じ確認を行うこととする。

5 使用方法・普及状況等に関する資料（１の（５）関係）

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

特定防除資材（特定農薬）に関する関係法令等

農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）（抄）

（農薬の登録）

第2条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第15条の2第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第7条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

（使用の禁止）

第11条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第7条の規定による表示のある農薬（第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬

（農業資材審議会）

第十六条 農林水産大臣は、第一条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第九条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞かなければならない。

2 （略）

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

農林水産省、環境省告示第一号（平成十五年三月四日）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であつて、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

二 一以外のもの

重曹及び食酢

食品安全基本法（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）（抄）

（委員会の意見の聴取）

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。
ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

1 （略）

2 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第三条第二項（同法第十五条の二第6項において準用する場合を含む。）の基準（同法第三条第一項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。）を定め、若しくは変更しようとするとき。

（以下略）

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>目的</p> <p>本指針は、農薬取締法第2条第1項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。</p> <p>特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方</p> <p>特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。</p> <p>1 薬効 病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること</p> <p>2 安全性 農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること</p> <p>指定に係る手続</p> <p>1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。 (1) 原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。） (2) 抗生物質 (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。） (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの (5) 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の5、6及び7において食品の成分規格が定められた物質が有効成分であるもの (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）において毒物、劇物又は特定毒物として定められたもの</p>	<p>目的</p> <p>本指針は、農薬取締法第2条第1項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。</p> <p>特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方</p> <p>特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。</p> <p>1 薬効 病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること</p> <p>2 安全性 農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること</p> <p>指定に係る手続</p> <p>1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲 検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。 (1) 原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。） (2) 抗生物質 (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。） (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの</p>

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- (3) 評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会で特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が次に掲げる要件に該当する場合は、記載のとおりとする。

食品その他の生産現場において十分な使用実態があるもの
生産現場における使用実態情報をもって、(3)に替えることができるものとする。

広く食用に供されるものであって十分な食経験があるもの
(4)の を省略することができるものとする。

広く食用に供されるものの抽出物
抽出方法によっては(4)の のウを省略することができるものとする。

検討対象となる資材の特性からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められる場合は、(4)の を省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- (3) 評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会で特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が広く食用に供されるものにあつては(4)の のイ及びウを、広く食用に供されるものの抽出物の場合は抽出方法によっては(4)の のウを、省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料

を追加することができるものとする。

- (1) 資料概要
- (2) 物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料
 - 名称（一般名、化学名等）
 - 原材料（当該資材の原材料すべて）
 - 可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）
 - 含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）
 - 製造方法
 - 性状（色、におい、形状等）
- (3) 薬効に関する資料
- (4) 安全性に関する資料
 - 薬害（農作物に関する安全性）に関する資料
 - 人畜に対する安全性に関する資料
 - ア 急性経口毒性試験
 - イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）
 - ウ 90日間反復経口投与毒性試験
 - エ 暴露評価に係る試験（作業員暴露、作物残留及び環境残留）
 - オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料
 - 水産動植物に対する安全性に関する資料
- (5) 使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（1の（3）関係）

(1) 評価に必要な資料

試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果試験成績であって、試験成績の結果として（ア）から（ウ）までの式を用いて算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

(ア) 防除価^{注1} = $100 - (\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}) \times 100$

(イ) 補正密度指数^{注2} = $\frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{処理区の散布前密度}} \times \frac{\text{無処理区の散布前密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$

(ウ) 密度指数^{注2} = $\frac{\text{処理区のX日後密度}}{\text{無処理区のX日後密度}} \times 100$

を追加することができるものとする。

- (1) 資料概要
- (2) 物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料
 - 名称（一般名、化学名等）
 - 原材料（当該資材の原材料すべて）
 - 可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）
 - 含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）
 - 製造方法
 - 性状（色、におい、形状等）
- (3) 薬効に関する資料
- (4) 安全性に関する資料
 - 薬害（農作物に関する安全性）に関する資料
 - 人畜に対する安全性に関する資料
 - ア 急性経口毒性試験
 - イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）
 - ウ 90日間反復経口投与毒性試験
 - エ 暴露評価に係る試験（作業員暴露、作物残留及び環境残留）
 - オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料
 - 水産動植物に対する安全性に関する資料
- (5) 使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（1の（3）関係）

(1) 評価に必要な資料

試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果試験成績であって、試験成績の結果として防除価^注を算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

（注）防除価とは無処理区における病害虫の被害を100とした場合の処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、次式で計算される。

防除価 = $100 - (\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}) \times 100$

注1 無処理区における病害虫の被害に対する処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、防除価が高いほど防除効果がある。
2 無処理区における害虫の密度に対する処理区の発生割合を示す指数である。散布前の害虫の密度を考慮したものを補正密度指数といい、考慮しないものを密度指数という。通常、害虫の数を直接カウントした試験において使われており、当該指数が低いほど防除効果がある。

イ **雑草の防除並びに農作物の生理機能の増進又は抑制等に使用する資材の場合**

同一の**雑草又は農作物に対する野外での防除効果若しくは生理機能の増進又は抑制効果等**に関する試験成績

その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病害虫・雑草名、当該防除資材の使用法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

(2) 検討対象資材の薬効が確認される目安

病害虫の防除に使用する資材の場合

防除価等が無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上の試験結果が認められること。具体的な防除価等の数値の目安は以下のとおりであること

ア 防除価：50以上であること

イ 補正密度指数又は密度指数：50未満であること

雑草の防除並びに農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合

効果の**種類等の確認事項**が多岐にわたるため、**植物生理学等**の専門家の意見も踏まえ個別に**確認する。**

3 安全性に関する資料及び評価の目安（1の（4）関係）

(1) 薬害

評価に必要な資料

当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定されない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その旨の情報

検討対象資材の薬害がないことが確認される目安

薬害の発生に関する情報がないこと

(2) 人畜に対する安全性

評価に必要な資料

ア 原則として、G L P 試験研究機関において実施された以下の文

イ 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合
同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果に関する試験成績

その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病害虫・雑草名、当該防除資材の使用法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

(2) 検討対象資材の薬効が確認される目安

病害虫**又は雑草**の防除に使用する資材の場合

防除価がいずれの試験においても50以上であること

農作物の生理機能の増進**または**抑制に使用する資材の場合
効果の**種類**が多岐にわたるため、**植物生理学**の専門家の意見も踏まえ個別に**確認**

3 安全性に関する資料及び評価の目安（1の（4）関係）

(1) 薬害

評価に必要な資料

当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定されない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その旨の情報

検討対象資材の薬害がないことが確認される目安

薬害の発生に関する情報がないこと

(2) 人畜に対する安全性

評価に必要な資料

ア 原則として、G L P 試験研究機関において実施された以下の文

献等（学術論文等として発表されたものではなくても可）

(ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(イ) 変異原性試験（細菌を用いた復帰突然変異試験（Ame s 試験））

(ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録したもの）

に係る試験成績

(I) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業者暴露、作物残留及び環境残留）

イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

アの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

(3) 水産動植物に対する安全性

評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性に関する信頼できる文献等の調査結果

検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

原則としてコイ又はヒメダカに対する96時間の半数致死濃度が10mg/Lを超え、かつオオミジンコに対する48時間の半数遊泳阻害濃度が10mg/Lを超えること

4 複数の原材料からなる混合物の場合の取扱い

すべての原材料について、その安全性が上の3の(1)～(3)を踏まえ各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が上の2を踏まえ確認された場合にあつては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とすることとする。その場合は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等、必要に応じ確認を行うこととする。

5 使用方法・普及状況等に関する資料（1の(5)関係）

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

献等（学術論文等として発表されたものではなくても可）

(ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）

(イ) 変異原性試験（細菌を用いた復帰突然変異試験（Ame s 試験））

(ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録したもの）

に係る試験成績

(I) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業者暴露、作物残留及び環境残留）

イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

アの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

(3) 水産動植物に対する安全性

評価に必要な資料

当該検討対象資材に係る魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果

検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超え、かつミジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超えること（登録農薬でいう魚毒性A）

4 使用方法・普及状況等に関する資料（1の(5)関係）

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

(新) 農薬生物多様性影響調査	10百万円(0百万円)
-----------------	-------------

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業の概要

農薬取締法において、農薬はその登録に際し、人畜が摂取した場合の影響に加え、適切に使用された場合は環境に大きな影響がないことを担保することとなっている。

一方、第169回国会で成立した「生物多様性基本法」では、国は、化学物質による生物多様性への影響を防止するための必要な措置を講ずるとされており、また、調査・研究も国の責務とされている。

このため、農薬に関して、各種生物試験方法の高度化等を図って、生物多様性への影響評価手法の確立を図り、生物多様性の保全等に資する必要がある。

(1) 生物多様性影響調査

農薬使用が農用地とその周辺環境での生物多様性にどのような影響をもたらすかについて、農薬の各種生物グループに対する影響評価手法を調査する。

高等植物及び流水域での生物種等の毒性試験法・評価法等の調査を行う。

(2) 影響評価手法に関する検討

生物多様性影響調査を踏まえ、国内外の農薬による生物多様性への影響に関する総合的な農薬生物多様性影響評価手法の検討を行う。

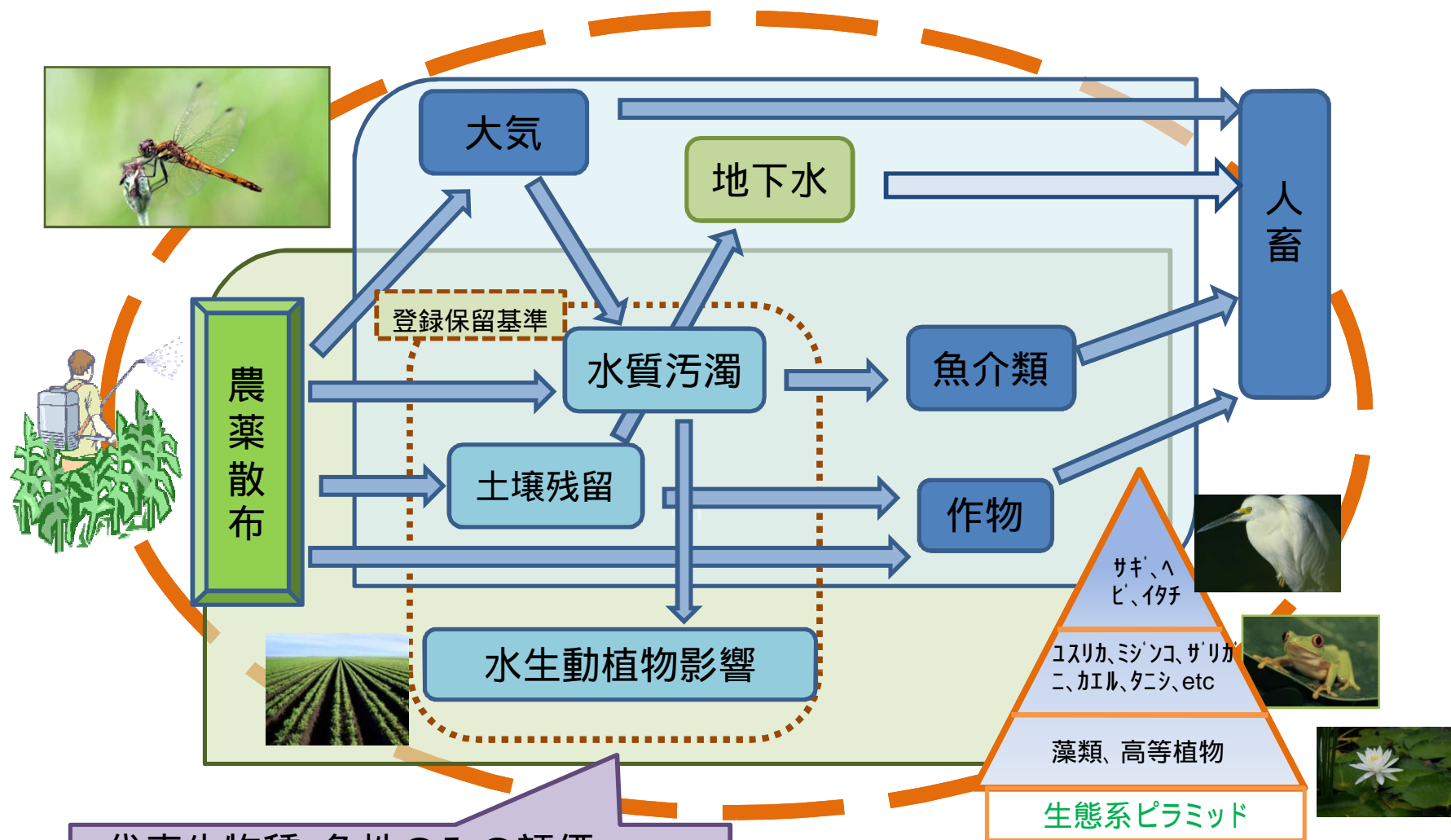
2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
生物多様性影響調査					→
影響評価手法に関する検討					→

3. 施策の効果

農薬の生物多様性への影響評価手法の開発により農薬の開発から使用にいたる各段階において生物多様性への影響が考慮されることにより、生物多様性の維持・保全に資することとなる。

- 生物多様性と農薬 -



・代表生物種・急性のみの評価
 →多様な生物群、慢性影響を考慮した
 評価が必要

生物多様性の保全
 →生態系に対する農薬の影響・作用を総合
 的に評価する手法の検討

ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成19年度水質調査結果について

平成20年10月16日(木)
 環境省水・大気環境局
 土壌環境課農薬環境管理室
 直通：03-5521-8311
 代表：03-3581-3351
 室長 大友 哲也(内線6640)
 室長補佐 木下 光明(内線6641)
 担当 吉田 礼子(内線6644)

環境省の示した「暫定指導指針」に基づき、平成19年度に都道府県等及び地方環境事務所において実施したゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を、環境省において取りまとめた。

754か所のゴルフ場を対象に、延べ27,365検体について水質調査を実施。指針値を超過した事例はなかった。

1. 経緯

環境省は、平成2年5月に、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度目標（指針値）等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（以下「暫定指導指針」という。）を都道府県に通知した。以降、各都道府県等において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われている。環境省は、この水質調査結果について、平成2年度以降、毎年管下市区町村調査分も含めて都道府県から報告を求めている。なお、平成16年度調査からは、環境省地方環境事務所（旧地方環境対策調査官事務所）においても水質調査を実施している。

引き続き「暫定指導指針」に基づき、都道府県と協力してゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止のため指導を行っていく。

2. 平成19年度に都道府県等及び地方環境事務所において実施されたゴルフ場排水口等における水質調査結果

< 調査結果の概要 >

調査を実施した都道府県数	45
	(うち地方環境事務所が調査を行った都道府県数 19都道県 (8都道県において重複))
調査対象となったゴルフ場	754か所
	(うち地方環境事務所が調査を行ったゴルフ場数 21か所)
調査対象農薬数	計45種類
総検体数	27,365検体
	(うち地方環境事務所が調査を行った検体数 945検体)
検出状況	別表1、2のとおり(指針値超過検体 なし)

(別表1)都道府県別水質調査結果

	都道府県	調査ゴルフ場数	調査対象 農薬数	総検体数 ^{注1}	うち排水口調査検体数 ^{注2}		指針値超過検体 数
北海道	北海道	55 (2)	45 (45)	479 (90)	75 (0)	0 (0)	0 (—)
東北	青森県	0	0	0	0	0	—
	岩手県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	宮城県	5 (1)	45 (45)	157 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	秋田県	5	9	14	0	0	0
	山形県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	福島県	17	45	666	90	0	0
関東	茨城県	4	16	33	0	0	—
	栃木県	73	45	2,464	1,285	0	0
	群馬県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	0 (0)	0 (0)	— (—)
	埼玉県	35	45	1,109	753	0	0
	千葉県	22	45	818	224	0	0
	東京都	1 (1)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	神奈川県	14	43	322	290	0	0
	新潟県	4 (1)	45 (45)	97 (45)	32 (0)	0 (0)	0 (—)
	山梨県	0	0	0	0	0	—
	静岡県	18	24	432	240	0	0
中部	富山県	16	45	666	666	0	0
	石川県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	福井県	5	45	186	6	0	0
	長野県	10	45	433	293	0	0
	岐阜県	4 (1)	45 (45)	61 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	愛知県	44	45	406	176	0	0
	三重県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
近畿	滋賀県	16 (1)	45 (45)	195 (45)	150 (0)	0 (0)	0 (—)
	京都府	19	30	238	210	0	0
	大阪府	38	45	1,056	369	0	0
	兵庫県	113	45	7,551	346	0	0
	奈良県	35	41	1,810	770	0	0
	和歌山県	2 (2)	45 (45)	90 (90)	0 (0)	0 (0)	— (—)
中国四国	鳥取県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	45 (45)	0 (0)
	島根県	5	20	66	0	0	—
	岡山県	35	45	1,550	520	0	0
	広島県	9 (1)	45 (45)	381 (45)	336 (0)	0 (0)	0 (—)
	山口県	39	17	212	212	0	0
	徳島県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	0 (0)	0 (0)	— (—)
	香川県	22	38	836	836	0	0
	愛媛県	14	38	532	532	0	0
	高知県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	0 (0)	0 (0)	— (—)
九州	福岡県	19	45	1,120	496	0	0
	佐賀県	7 (1)	45 (45)	104 (45)	55 (45)	0 (0)	0 (0)
	長崎県	9	42	1,438	252	0	0
	熊本県	16	27	837	27	0	0
	大分県	3 (1)	45 (45)	162 (45)	0 (0)	0 (0)	— (—)
	宮崎県	1 (1)	45 (45)	45 (45)	0 (0)	0 (0)	— (—)
	鹿児島県	11	44	349	41	0	0
	沖縄県	1	45	45	0	0	—
全国計		754 (21)	—	27,365 (945)	9,642 (405)	0 (0)	0 (0)

注1 調整池や場外の水域等を含む、検体の合計数である。

注2 排水口の検体数である。

注3 検体数はサンプル数×調査農薬数である。

注4 都道府県から報告のあった市町村調査実施分を含む。

注5 カッコ内はうち地方環境事務所調査実施分。

(別表2) 農薬別水質調査結果(排水口)

農薬名		指針値 (mg/l)	濃度範囲 (mg/l) 注1	指針値超過検体数	調査検体数
殺虫剤	アセフェート	0.8	N.D. ~ 0.001	0	178
	イソキサチオン	0.08	N.D.	0	232
	イソフェンホス	0.01	N.D.	0	158
	エトフェンプロックス	0.8	N.D.	0	162
	クロルピリホス	0.04	N.D.	0	184
	ダイアジノン	0.05	N.D. ~ 0.001	0	299
	チオジカルブ	0.8	N.D. ~ 0.0005	0	164
	トリクロロホン	0.3	N.D.	0	149
	ピリダフェンチオン	0.02	N.D.	0	206
	フェントロチオン	0.03	N.D. ~ 0.028	0	307
殺菌剤	アゾキシストロビン	5	N.D. ~ 0.002	0	264
	イソプロチオラン	0.4	N.D.	0	234
	イプロジオン	3	N.D. ~ 0.017	0	244
	イミノクタジン酢酸塩	0.06	N.D.	0	126
	エトリジアゾール	0.04	N.D.	0	158
	オキシ銅	0.4	N.D.	0	195
	キャプタン	3	N.D.	0	159
	クロロタロニル	0.4	N.D.	0	218
	クロロネブ	0.5	N.D.	0	229
	チウラム	0.06	N.D.	0	210
	トルクロホスメチル	0.8	N.D. ~ 0.11	0	249
	フルトラニル	2	N.D. ~ 0.008	0	254
	プロピコナゾール	0.5	N.D. ~ 0.004	0	251
	ペンシクロン	0.4	N.D. ~ 0.003	0	308
	ホセチル	23	N.D. ~ 0.014	0	147
	ポリカーバメート	0.3	N.D. ~ 0.001	0	170
	メタラキシル	0.5	N.D. ~ 0.003	0	258
	メプロニル	1	N.D. ~ 0.005	0	248
除草剤	アシュラム	2	N.D. ~ 0.19	0	286
	ジチオピル	0.08	N.D.	0	209
	シデュロン	3	N.D. ~ 0.002	0	223
	シマジン	0.03	N.D. ~ 0.017	0	211
	テルブカルブ	0.2	N.D. ~ 0.004	0	195
	トリクロピル	0.06	N.D. ~ 0.008	0	225
	ナプロパミド	0.3	N.D.	0	196
	ハロスルフロメチル	0.3	N.D. ~ 0.005	0	266
	ピリブチカルブ	0.2	N.D. ~ 0.0003	0	209
	ブタミホス	0.04	N.D.	0	209
	フラザスルフロン	0.3	N.D.	0	184
	プロピザミド	0.08	N.D. ~ 0.022	0	225
	ベンスリド	1	N.D.	0	162
	ペンディメタリン	0.5	N.D. ~ 0.0008	0	249
	ベンフルラリン	0.8	N.D.	0	213
	メコプロップ	0.05	N.D. ~ 0.011	0	225
	メチルダイムロン	0.3	N.D.	0	194
合計			—	0	9,642

注1 各調査機関により定量下限値は異なる。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

平成2年5月24日環水土77号各都道府県知事宛
環境庁水質保全局長通知
最終改正：平成13年12月27日環水土第234号

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るため、かねてから、ゴルフ場周辺の水質等の実態の把握を願ってきたところであるが、今般、別紙のとおり、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を定めたので、当面、これに基づきゴルフ場の指導に当たられたい。

なお、今後とも、関係部局間の連絡を密にする等により、農薬使用の適正化について指導の徹底を図られるよう配慮されたい。

(別紙)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

1 基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図ることが緊急の課題となっている。このため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を早急に明らかにする必要があると考えられるので、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針（以下「指針」という。）を定めることとしたものである。

指針中対象とした農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを選定しており、また、排出水中の指針値の設定に当たっては、現在得られている知見等を基に、人の健康の保護に関する視点を考慮したものである。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 暫定指導指針

(1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要であり、このため、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、ゴルフ場から排出される水（以下「排水水」という。）に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排水水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点（以下「排水口」という。）において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排水水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

(3) 指針値及び改善措置について

ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値（以下「指針値」という。）を超えないこととする。

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

排水水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合には、調査結果を直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ 排水水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(4) 地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値にかわるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるも

のである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(5) 分析方法

別表の排出水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

(6) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

(別表)

農 薬 名	指針値 (m g / L)
(殺虫剤)	
アセフェート	0 . 8
イソキサチオン	0 . 0 8
イソフェンホス	0 . 0 1
エトフェンプロックス	0 . 8
クロルピリホス	0 . 0 4
ダイアジノン	0 . 0 5
チオジカルブ	0 . 8
トリクロルホン (D E P)	0 . 3
ピリダフェンチオン	0 . 0 2
フェニトロチオン (M E P)	0 . 0 3
(殺菌剤)	
アゾキシストロビン	5
イソプロチオラン	0 . 4
イプロジオン	3
イミノクタジン酢酸塩	0 . 0 6
	(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0 . 0 4
オキシシン銅 (有機銅)	0 . 4
キャプタン	3
クロロタロニル (T P N)	0 . 4
クロロネブ	0 . 5
チウラム (チラム)	0 . 0 6
トルクロホスメチル	0 . 8
フルトラニル	2
プロピコナゾール	0 . 5
ペンシクロン	0 . 4
ホセチル	2 3
ポリカーバメート	0 . 3
メタラキシル	0 . 5
メプロニル	1
(除草剤)	
アシュラム	2
ジチオピル	0 . 0 8
シデュロン	3
シマジン (C A T)	0 . 0 3
テルブカルブ (M B P M C)	0 . 2
トリクロピル	0 . 0 6
ナプロパミド	0 . 3
ハロスルフロンメチル	0 . 3
ピリブチカルブ	0 . 2
ブタミホス	0 . 0 4
フラザスルフロン	0 . 3
プロピザミド	0 . 0 8
ベンスリド (S A P)	1
ペンディメタリン	0 . 5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0 . 8
メコプロップ (M C P P)	0 . 0 5
メチルダイムロン	0 . 3